

令和8年3月26日
教育委員会唐津市の旧藤生家（ふじおけ）住宅主屋、
旧藤生家住宅便所兼月見部屋が登録有形文化財として答申されました

令和8年3月26日（木曜日）に開かれる文化審議会（会長 しまたに ひろゆき 島谷 弘幸）で、新たに139件の建造物を登録有形文化財として登録するよう、文部科学大臣に答申が行われました。

このうち、唐津市関係では、以下のとおり、旧藤生家住宅主屋、旧藤生家住宅便所兼月見部屋が答申され、新たに登録されると市内での登録有形文化財（建造物）の合計は11か所16件となります。

1 登録有形文化財（建造物）に答申の建造物

名称	旧藤生家住宅主屋 旧藤生家住宅便所兼月見部屋
所在地	唐津市江川町627番地
登録基準／種別	登録基準（一）／建築物 産業第3次

<参考> 登録有形文化財登録基準（平成17年3月28日文部科学省告示第44号）

建造物の部

建築物、土木構造物及びその他の工作物（重要文化財及び文化財保護法第182条第2項に規定する指定を地方公共団体が行っているものを除く。）のうち、原則として建設後50年を経過し、かつ、次の各号のいずれかに該当するもの

- 一 国土の歴史的景観に寄与しているもの
- 二 造形の規範となっているもの
- 三 再現することが容易でないもの

本件の問い合わせ先
教育委員会 生涯学習文化財課
担当：松尾
電話：直通 72-9171（内線3143）

旧藤生家住宅主屋、旧藤生家住宅便所兼月見部屋の登録について

名称	所在地	建設年代	特徴等
旧藤生家住宅主屋	江川町 627 番地	明治前期／昭和 中期・平成 30 年 改修	唐津城下の北西部、呼子街道に北面して建つ旧薬問屋の屋敷。主屋の南西の座敷は床・床脇・付書院を備え、床柱は杉の磨丸太。正面庇の腕木に大振りの持送を付し、街道の景観をつくる。便所兼月見部屋は 1 階に便所を設け、梯子で上がる 2 階は月見部屋と称し、商家の生活の様相を示す。
旧藤生家住宅便所兼月見部屋		明治前期／大正 前期増築	



主屋 外観（北西より見る）



主屋 御座敷内部（東より見る）



便所兼月見部屋 東面外観



2階月見部屋 内部（北西より見る）